

## 甘利氏不起訴

# 政治不信深めたザル法

あんなにおかしなことをしても罪にならないのか……。多くの人が釈然としない思いを抱いたのではないか。

甘利明・前経済再生相をめぐる金銭疑惑を調べていた東京地検は、同氏と元秘書2人を不起訴処分にしたと発表した。

甘利氏らは都市再生機構（UR）と土地の補償交渉をしていた業者から計600万円を受けとるなどした。その前後に元秘書は業者側にたつてURに働きかけをしており、あっせん利得処罰法違反の疑いがもたれた。だが、起訴できるだけの証拠がそろわなかったという。

16年前にこの法律が議員立法でつくられたときから、ザル法との批判がついてまわった。

とりわけ問題とされたのは、**国会議員らが口利きの見返りに金を手にしても、「権限に基づ**

発されないことだった。

当時の野党はこの要件に反対した。国会に参考人として招かれた学者らも「法律上の権限はないが顔のきく大物議員が働きかけたときには適用できない」「抜け道が多い」と繰り返し指摘した。だが自民、公明などは「処罰範囲が広くなると自由な政治活動が萎縮する」との理由から削除に応じなかった。

そして今回、当時の懸念が現実のものとなった。

政治家やその秘書が人々の要望を聞き、役所などに伝えるのがいけないと言うのではない。口を利いて金をもらうことはいない。違反した者は罰する。必要なのは、当時も今も、この単純で当たり前の考えにたち、それを実効たらしめる法律だ。

あっせん利得処罰法は、政治家らの清廉さをたもち、国民の信頼を得ることを目的としてい

る。だが甘利氏らの一連の行いと不起訴という結末によって、政治不信はむしろ深まった。

批判の目は甘利氏にとどまらず、お手盛りで法律をさだめ、そのままにしてきた国会にも向けられている。与野党とも問題がどこにあるかを検証し、見直しにむけて動くべきだ。

起訴はまぬがれたが、甘利氏の刑事責任と道義的・政治的責任は別である。大臣を辞任したことし1月末以降、体調不良を理由に国会を休みつづけ、秘書の行動について「調査を進め、公表する」との約束は、いまだ果たされていない。

甘利氏は、捜査への配慮から中断していた独自の調査を再開するとの談話を出す一方で、検察審査会の動きに触れ、発表が遅れる可能性も示唆した。

何をかいわんや。先延ばしは、もう許されない。

# 甘利氏の説明 不誠実な態度に驚く

かねて力説していた「政治家としての美学」「政治家としての矜持」とは、しよせんこの程度のものであったのか。

あまりに不誠実かつ非常識な態度に、ただ驚く。

あつせん利得処罰法違反の疑いで告発され、その後不起訴となった元秘書2人について、甘利明・元経済再生相が「説明」の会見を開いた。閣僚を辞任した今年1月から約束してきたものだが、こんな内容だった。

調査を頼んだ元検事の弁護士から口頭で説明を受けた。調査の基本は、甘利事務所の関係者からの事情聴取や資料提供だと聞いている。不起訴の結論をくつがえすような事実は見当たらなかったとのことだった。

会見は自民党本部で突然行われ、この問題を長く取材してきた記者の多くが出席できないまま、10分ほどで終わった。

ここまで国民を愚弄したふるまいも珍しい。

人々が求めていたのは、捜査当局が出した結論をあらためて確認することではない。秘書が業者と不透明な関係をむすび、多額の現金を受けとり、くり返し接待を受けていた。その政治的・道義的責任について甘利氏はどう考え、今後いかに身を律していくか、だった。

そしてその見解が妥当かどうかを判断するには、前提としてどんな事実があったのかが、つまびらかにされなければならぬ。元秘書らはどんな話をし、それを裏づけるいかなる客観資料があるのか。不起訴処分は確定しているのだから、捜査や刑事裁判への影響を気にせず、公にできるはずだった。

ところが、担当した弁護士の氏名も、甘利氏との関係もわからない。調査結果をまとめた文

書はなく、第三者は中身を検証できない。「不徳のいたすところ」「今後、コンプライアンスを徹底する」という決まり文句は口にしたが、具体的な再発防止策は一切示されなかった。

甘利氏は経済閣僚や公務員制度改革の担当大臣を歴任した。不祥事を起こした企業や役所がこのような会見と報告で幕を引こうとしたとき、それでよしとしたらどうか。

国民の疑問に向き合い、丁寧に解きほぐすことから信頼の回復と再起を図る。当然そうすると思っていたが、多くの人には「逃げた政治家」という印象だけが刻まれる結果になった。

今月下旬から始まる国会で、野党が説明責任を果たすよう迫るのは必至だ。甘利氏本人、そして盟友関係にあるとされる安倍首相はどう対応するのか。目を凝らしていきたい。

### 3 与党案、野党案の対比

区分	与党案 (平12.9.22自民・ 公明・保守提案)	野党案 (平12.9.27民主・ 自由・共産・社民 提案)	(参考) あっせん収賄罪 (刑法197条の4)
犯罪の主体	国会議員、地方議員、首 長、公設秘書	国会議員、地方議員、首 長、公設秘書、私設秘書	公務員
目的の有無	規定なし	「特定の者に利益を得さ せる目的で」	規定なし
請託の有無	「請託を受けて」	規定なし	「請託を受けて」
権限の有無	「その権限に基づく影響 力を行使して」	規定なし	同左
あっせんの対象 者	・公務員 ・国等が1/2以上出資 の法人の役員、職員	同左	公務員
あっせんの内容	「その職務上の行為をさ せるように、又はさせな いように」	「その職務に関する行為 をさせるように、又は相 当な行為をさせないよう に」	「その職務上不正な行為 をさせるように、又は相 当な行為をさせないよう に」
職務の範囲	下記に関するもの ・売買、賃借、請負その 他の契約 ・特定の者に対する行政 庁の処分	限定なし	同左
賄賂等の性格	あっせんすること又はあ っせんしたことの報酬	同左	同左
罰せられる行為	收受	收受、要求、約束	同左
收受するもの	「財産上の利益」	「賄賂」	同左
第三者供与	処罰規定なし	処罰規定あり	処罰規定なし
罰則	議員、首長：3年以下の 懲役 公設秘書：2年以下の懲 役	3年以下の懲役	5年以下の懲役
贈賄罪の罰則	1年以下の懲役又は250 万円以下の罰金	同左	3年以下の懲役又は 250万円以下の罰金
没収及び追徴	「犯人が收受した財産上 の利益」	「犯人又は情を知った第 3者が收受した賄賂」	同左
適用上の注意	「公職にある者の政治活 動を不当に妨げることに ないように留意」	規定なし	同左
公民権の停止	議員、首長： ・実刑：実刑期間+5年 (被選挙権は10 年)間 ・執行猶予：執行猶予期 間 公設秘書：実刑期間のみ	議員、首長：  同左  秘書：実刑期間のみ	議員、首長：  同左  その他の公務員：実刑期 間のみ

①2010年3月4日

A氏の依頼で2億円を融資

うち5千万円をブルーエコノミー・ホールディングスの資本金に充当？

② 2010年3月11日  
ブルーエコノミー・  
ホールディングス設立



山本幸三議員

代表取締役



S氏

取締役

⑦2012年6月25日に横浜地検が逮捕

日興コーディアル証券  
投資銀行副本部長



A氏

④インサイダー情報

(融資焦げつきの穴埋め)



K氏

横浜の金融会社社長

③融資が焦げつく

調査

⑥2012年3月5日 国会質問  
SESCの調査を問題視



証券取引等監視委員会  
(SESC)

⑤2011年9月28日 調査開始

パネル  
写し

続きまして、平成二十四年度裁判所所管特別会計歳出予算の総額は、三億六千四百万円でありまして、東日本震災復興特別会計に、裁判所庁舎の耐震化による司法基盤強化のための経費を計上しております。

以上が、平成二十四年度裁判所所管歳出予算の概要であります。

○武正主査 以上で説明は終わりました。それでは、御退席くださって結構です。

○武正主査 次に、会計検査院所管について審査を進めます。

会計検査院当局から説明を聴取いたします。重松会計検査院長。

○重松会計検査院長 平成二十四年度会計検査院所管の歳出予算について御説明申し上げます。

会計検査院の平成二十四年度予定経費要求額は、百六十六億二千八百円余でありまして、これを前年度予算額百七十億四千万円余に比較いたしますと、四億一千百万円余の減額となっております。

ただいま申し上げました要求額は、日本国憲法第九十条及び会計検査院法の規定に基づく、会計検査院の運営及び会計検査業務に必要な経費等であります。

次に、その概要を御説明申し上げます。

まず、会計検査院の運営に必要な経費として百四十六億七千二百百万円余を計上いたしております。

これは、会計検査に従事する職員等の人件費及び庁舎の維持管理等に必要経費であります。

次に、会計検査業務に必要な経費として十九億七百万円余を計上いたしております。

これは、国内外における実地検査等のための旅費及び検査活動を行うためのシステムの開発・運用等に必要経費並びに検査活動に資する研究及び検査能力向上のための研修に必要な経費であります。

次に、会計検査院施設整備に必要な経費として四千九百万円余を計上いたしております。

以上、会計検査院の平成二十四年度予定経費要求額の概要を御説明いたしました。

○武正主査 以上で説明は終わりました。午後一時から本分科会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時開議

○武正主査 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣府所管について審査を進めます。

金融庁について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本幸三。

○山本(幸)分科員 自由民主党の山本幸三です。

きょうは、敬愛する自見大臣にわざわざ来ていただきまして、分科会は個別の案件を取り扱ってほしいということになっておりますので、少し個別の案件の話をさせてもらいたいと思うんですが、最初に、証券取引等監視委員会の問題であります。

実は、インサイダー取引の嫌疑がかけられた事件がありまして、嫌疑者は民間の金融関係の会社の社長さんだということですが、その情報伝達者として、ある証券会社の部長さんが、Aさんといいますが、その会社の社長さんと同時に強制調査を受けて、今も参考人という立場だと思っております。

たまたま、この部長さんは私の知人でありまして、そういうインサイダー取引の可能性があるので、もしやがないんじゃないかと言ったら、いや、自分は全く身に覚えがない、社長さんの株取引なんて一切知らないし、金銭の授受も一円もないということでありまして、それならそれで堂々と聞けばいいんじゃないかということをやっているわけですが、いつまでたっても結論が出ない。

これが私は大問題だと思っております。

九月に始まったもう六カ月目に入ってきているわけでありまして、情報伝達したかどうかというのは、そんなものは私の感覚でいうと、一カ月もあればいろいろなパソコンとか書類とかを見て証拠があるかどうかは必ずでありまして、結局、そういう確証がつかめない、その結果、何とか本人の自白に持っていきたいということなんでしょう。いろいろな形で、陰に陽に、あの意味でいじめみたいな感じで調査が行われている。

問題は、その間にその情報がリークされまして、これは出所がわからないからとどこかと言えないですけれども、銘柄まで出ているということになると、これは監視委員会、金融庁関係から出たかと思えないわけでありまして。

それで結局、新聞沙汰になって、その結果、会社も個人も実損が出ている、実害が出ている。会社は、いろいろな取引で主幹事を外されるとか提案を受け付けられないとか、実損が出ている。個人についても、ほかの仕事は一切できないわけでありまして、ある意味で退任に追い込まれるような状況になりつつある。これは本当に、嫌疑、そういうものが犯則行為にならないということになれば、誰がその責任をとるのかという話にもなってくるわけでありまして。

しかも、その個人の非常に必要とするパスポートとか自宅用のパソコンとか、自宅用のパソコンなんてちょっと調べれば内容は全部コピーもできるだろうし、業務と関係ないんですからすぐ返してしまえばいいと思うんですけれども、そういうものも、幾ら要求しても返してくれない。

また、聞いてみると、明らかに許可状もなしに書類を押し取っている。これは金商法違反としていざれ裁判になれば大問題になると私は思いますけれども、そういうこともある。

しかも、どんな調査、取り調べなんだと聞いてみると、対象になっている銘柄についての話は、自分が知る前に既にそうした買い付けが行われていたということが明らかになって、対象銘柄については全く確証がない。その結果、ほかの株で取引しているんじゃないかとかいうような話ばかり。そして、あなた、帰るところがなくありませんよとか、家族はどうなるんでしょうか、社宅は出なきゃいけないんでしょうか、そういう不安をおおるような話ばかりされてくる。

私は、こういう調査のやり方しかできない監視委員会というのはある意味で本当に必要なものかなというふうにも思っています。今度、金商法の改正があるということですが、場合によっては、逮捕して勾留したらちゃんと期日があるわけですから、調査期間の限定とか、あるいは全面可視化、これは長くするんだつたら全面可視化をしよう。実は、テープをとっているんです。だから、これが出れば大問題になると私は思います。

そういうことも含めて、こうした案件、細かい話は大臣にお聞きしても、きょうはそこまで言っていないので無理だと思えますけれども、恐らくこのことについては大臣もそんなに御存じないと思うんですね。

つまり、証券取引等監視委員会、八条委員会、これは大臣はこの前も言っておられましたけれども、ある意味で独立性を担保されているような形になっていて、それをいかに好き放題にやっているし、特に、監督下の金融業界、証券会社とか銀行、その連中に対しては非常に厳しくやっている。

他方で、嫌疑者の会社社長に対しては、パスポートなんか返して、彼は海外に旅行もしているんですよ。しかも、彼は任意調査に応じていないということ、ちゃんとした調査をしつかりやっているような雰囲気はない。

しかし、監督下の証券会社の社員だけは週に二回呼んで、余り関係のない話ばかりして、あとは、自白しないためですよみたいな話ばかりに持っていくというようなことでもあります。監視委員会というのはそんなので時間を浪費するんだつ

たら、私は、検察の中にこういう案件をやることをつくつてもらつて、さつさとやつてもらつた方がよいように思うし、あるいは、アメリカのSECみたいに本当に権限を持つて起訴までできるようにするか、どつちかじゃないかと思つていまして、これは、これから私は監視委員会のあり方についてじっくり検討していきたいと思つてい

ます。いろいろな申し述べましたけれども、そういう個別の案件があるものですから、ぜひ大臣に、これは八条委員会でも大臣は遠慮していただこうと思つて、特に、告発するならばいいんです、早く、裁判でけりをつけた方が早く終わつちやうだから、そういう意味で、するすると余り時間を延ばすというのは好ましくないで、その辺のことについてぜひ御検討願ければと思つております。

な範囲内で行われているものと私は承知しております。もう一点、先生から、開示をしたらどうかという話でございましたが、監視委員会の犯則調査にも検察のような可視化を導入すべきではないかという御意見でございました。検察においては被疑者の逮捕後の取り調べについて試行的に可視化の取り組みが行われているものと承知していますが、証券等監視委員会が行う質問、調査はあくまで任意で行われるものであり、逮捕権限を有する検察の取り調べとは性格が異なるものと認識をいたしております。

また、先生から、監視委員会の開示検査では細かいところばかりを相手にして問題ではないかというふうな御意見もあつたわけでございますけれども、証券取引等監視委員会の有価証券報告書等の虚偽記載に係るこれまでの課徴金勧告事案では東証一部上場企業に対する勧告もつており、小規模な企業ばかりを相手にしているというものは必ずしも当たらないのではないかとこのように思つております。

○自見国務大臣 敬愛する山本幸三先生にお答えをさせていただきます。

いづれにしても、山本先生からの御指摘の点を踏まえて、あらゆる選択肢を排除することなく、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて、市場の公正性、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○自見国務大臣 山本議員にお答えをさせていただきます。

また、先生から、監視委員会の開示検査では細かいところばかりを相手にして問題ではないかというふうな御意見もあつたわけでございまして、私も政治家でございますから、しっかりと真摯に受けとめて、今さつきも申し上げましたが、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて対応してまいりたいというふうに思つております。

○自見国務大臣 敬愛する山本幸三先生にお答えをさせていただきます。

いづれにしても、山本先生からの御指摘の点を踏まえて、あらゆる選択肢を排除することなく、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて、市場の公正性、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○自見国務大臣 山本議員にお答えをさせていただきます。

また、先生から、監視委員会の開示検査では細かいところばかりを相手にして問題ではないかというふうな御意見もあつたわけでございまして、私も政治家でございますから、しっかりと真摯に受けとめて、今さつきも申し上げましたが、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて対応してまいりたいというふうに思つております。

○自見国務大臣 敬愛する山本幸三先生にお答えをさせていただきます。

いづれにしても、山本先生からの御指摘の点を踏まえて、あらゆる選択肢を排除することなく、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて、市場の公正性、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○自見国務大臣 山本議員にお答えをさせていただきます。

また、先生から、監視委員会の開示検査では細かいところばかりを相手にして問題ではないかというふうな御意見もあつたわけでございまして、私も政治家でございますから、しっかりと真摯に受けとめて、今さつきも申し上げましたが、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて対応してまいりたいというふうに思つております。

○自見国務大臣 敬愛する山本幸三先生にお答えをさせていただきます。

いづれにしても、山本先生からの御指摘の点を踏まえて、あらゆる選択肢を排除することなく、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて、市場の公正性、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○自見国務大臣 山本議員にお答えをさせていただきます。

また、先生から、監視委員会の開示検査では細かいところばかりを相手にして問題ではないかというふうな御意見もあつたわけでございまして、私も政治家でございますから、しっかりと真摯に受けとめて、今さつきも申し上げましたが、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて対応してまいりたいというふうに思つております。

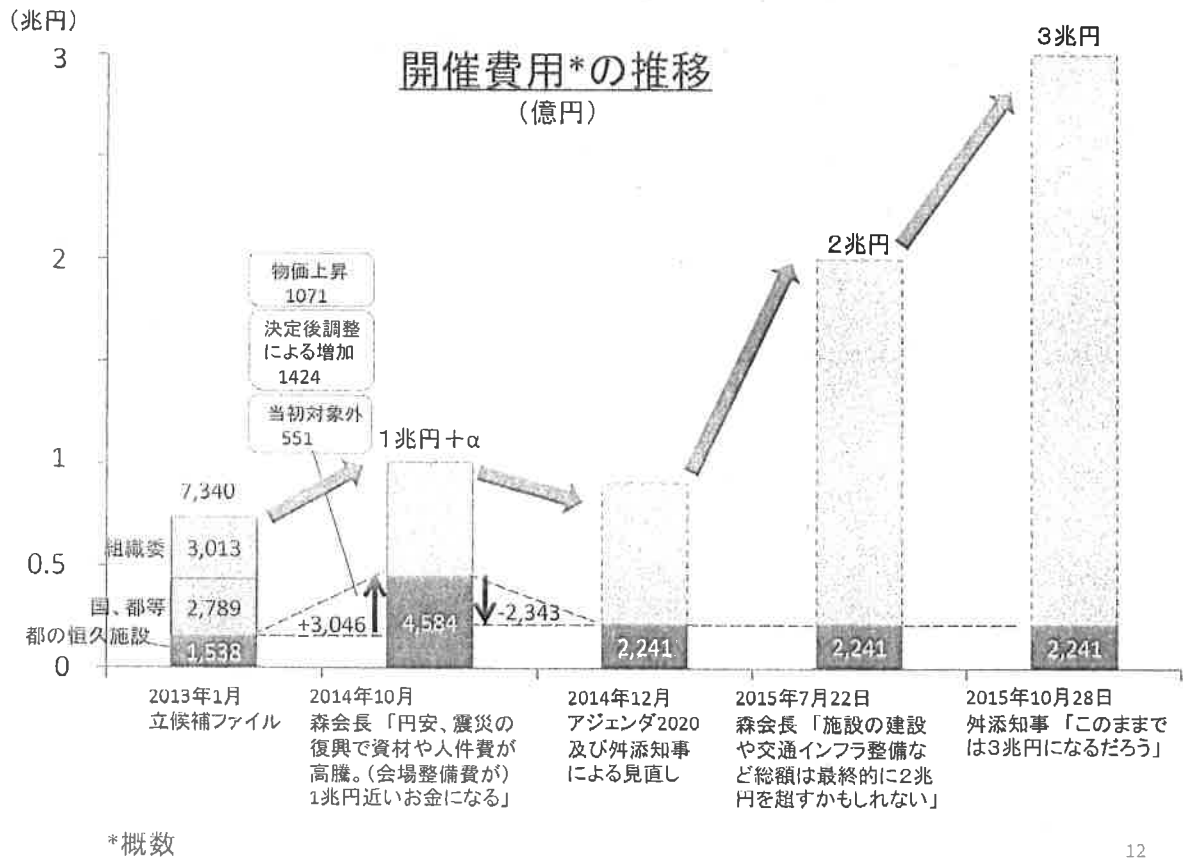
○自見国務大臣 敬愛する山本幸三先生にお答えをさせていただきます。

いづれにしても、山本先生からの御指摘の点を踏まえて、あらゆる選択肢を排除することなく、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて、市場の公正性、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○自見国務大臣 山本議員にお答えをさせていただきます。

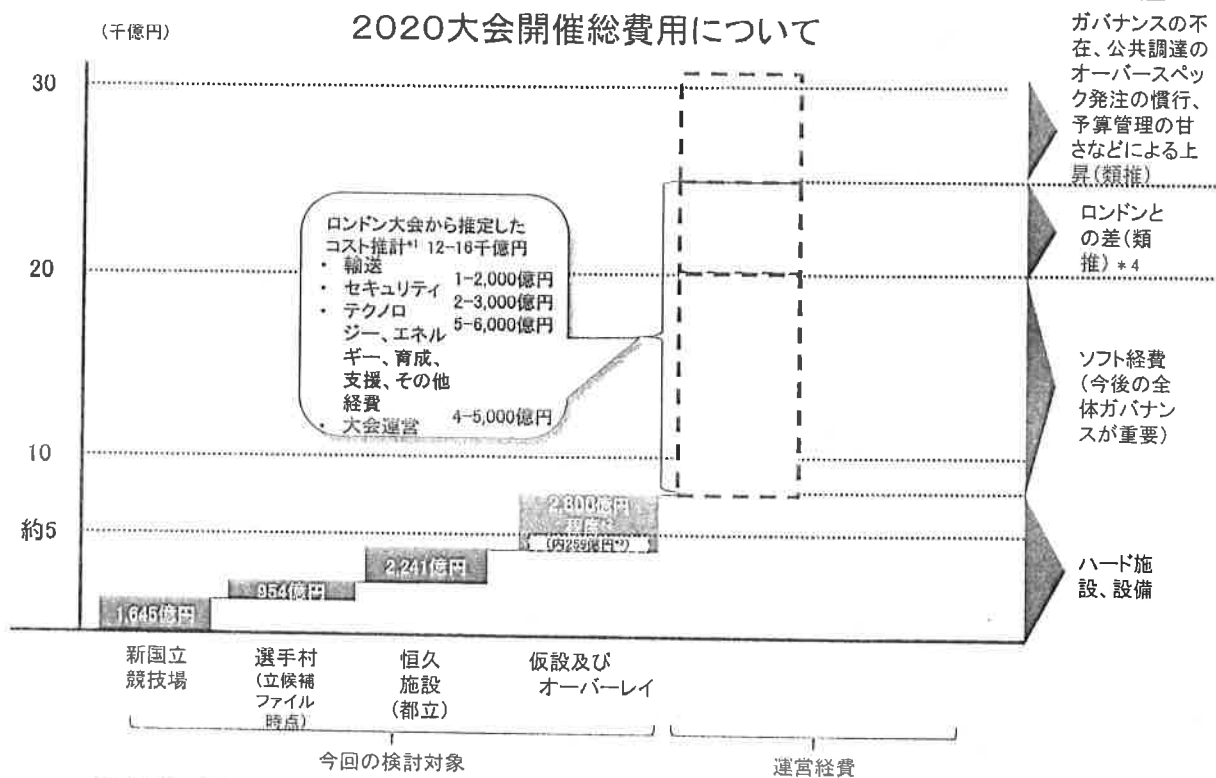
また、先生から、監視委員会の開示検査では細かいところばかりを相手にして問題ではないかというふうな御意見もあつたわけでございまして、私も政治家でございますから、しっかりと真摯に受けとめて、今さつきも申し上げましたが、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて対応してまいりたいというふうに思つております。

逐次的に開催総費用が改訂され、とめどなく費用が増える懸念がある



12

今のままでは、開催総費用は3兆円を超える可能性がある



\*1 ロンドン大会の全体コスト117億(為替レート変動幅は過去10年)  
 \*2 当初、約300億円と見込んでいた仮設経費が、仮設施設と同様に3~4倍になると仮定した場合の額  
 \*3 有明体操競技場 組織委員会の発注額(平成28年8月1日付)  
 \*4 大会参加者数、観客の層やエリアの広さ、登壇レベルなど、ロンドンとの条件の違い  
 資料: オリンピック・パラリンピック準備局及び組織委員会のヒアリングをもとに作成

13

出典: 東京都 都政改革本部 オリンピック・パラリンピック調査チーム

2016年9月29日 調査報告書(Ver.0.9)抜粋版

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料

五輪の経費公表をめぐる日英の違い

ロンドン大会 ※1ポンド=170円で計算		東京大会
<p>2005年7月 開催決定</p> <p>(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大会運営費 2600億円(民間資金)</li> <li>会場整備費 4500億円</li> <li>道路・鉄道整備費 1兆2200億円</li> </ul>	<p>大会 7年前</p>	<p>2013年9月 開催決定</p> <p>(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大会運営費 3000億円(民間資金)</li> <li>会場整備費など 4300億円(主に公的資金)</li> </ul>
<p>2007年3月 担当大臣が公的資金は1兆5800億円と発表</p> <p>11月 公的資金に関する報告書を初公表</p>	<p>5年前</p>	<p>2015年7月 森組織委会長 「2兆円超すかも」</p> <p>12月 武藤組織委事務総長 「確固たる数字はない」</p>
<p>2008年3月 下院委が公的資金に関する報告書を作成</p> <p>6月 監査局が公的資金に関する報告書を作成</p>	<p>4年前</p>	<p>2016年1月 遠藤五輪相 「把握していない」</p> <p>2月 舛添知事 「3兆円ぐらいかかる」</p>
<p>2012年</p> <p>(確定額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大会運営費 4000億円</li> <li>会場・インフラ整備費など 1兆5200億円</li> </ul>	<p>開催年</p>	<p>2020年</p> <p>(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大会運営費 当初の3倍で9000億円?</li> <li>会場整備費など 当初の3倍で1兆2900億円?</li> </ul>

パネル写し

出典:2016年2月6日東京新聞

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料